



後期高齢者医療制度に関する要望書

令和8年6月10日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 医療保険制度改革について

(1) 制度見直しに係る基本姿勢等について

ア 後期高齢者医療制度の見直しに当たっては、被保険者の実態を十分に把握し、分かりやすく過度な負担とならない制度とすること。

イ 見直し内容については早期に関係機関へ情報提供し、丁寧な意見交換を行いながら慎重に検討するとともに、制度改革の影響について国において適切な分析・評価を行い、必要な対策を講じること。

(2) 制度改革時の周知・財政支援等について

ア 制度改革に当たっては、十分な周知期間を設け、国の責任において丁寧な説明及び周知広報を行うこと。

また、制度の見直しに当たっては、速やかに広域連合や関係機関等に情報提供を行うとともに、被保険者に混乱が生じないよう万全の対応を図ること。

イ システム改修や周知広報等に要する経費については、全額国による財政支援を行うとともに、問い合わせに一元的に対応する専用コールセンターを整備すること。

(3) 高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度については、低所得者に十分配慮しつつ、内容を簡素で分かりやすいものとする。

また、高額療養費は全医療保険制度に共通するものであることから、被保険者や医療機関での混乱を生じさせないよう、国において制度施行前までに十分な周知・広報や説明を行うこと。

(4) 自己負担割合等の見直しについて

自己負担割合の見直しに当たっては、短期間で2割負担以上の被保険者が急増することのないよう、急激な負担増を招く改正は行わないこと。

また、単に年齢により区分するのではなく、所得に基づいた、経済的な負担が抑えられるような制度設計とするよう慎重に検討すること。

(5) 医療費自己負担の見直し（薬剤等）について

OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直しに当たっては、配慮が必要な高齢者にとって急激な負担増とならないよう適切な措置を講じること。

(6) 金融所得の勘案導入について

ア 保険料算定及び窓口負担割合等の判定における金融所得の勘案については、被保険者の理解が得られるよう十分な説明を行うこと。

イ 広域連合の保険料算定システムの大きな改修が必須となることから、改修費用に対し、国が責任を持って必要な財政措置を講じること。

ウ 金融所得の勘案の実施に際して、国保中央会が運営することとされている法定調書 DB(仮称)の開発に当たっては、金融所得の勘案という国の政策に基づくものであることから、その整備費を広域連合に転嫁せず、国が責任を持って財政措置を講じること。

(7) 保険料負担軽減及び財政措置について

ア 後期高齢者の保険料負担がさらに拡大することが見込まれることから、被保険者の負担を緩和するための対策を国において講じること。

イ 制度改正や子ども・子育て支援金等に伴う負担増について、被保険者の理解が得られるよう国が責任を持って周知・説明を行うこと。

(8) 生活保護受給者の取扱いについて

生活保護受給者の後期高齢者医療制度への加入については、制度の維持や財政の安定化を図るため、引き続き現行の医療扶助を維持すること。

2 マイナ保険証及び資格確認書の取扱いについて

マイナ保険証及び資格確認書の取扱いについて、以下の3点を要望する。

(1) マイナ保険証の運用及び資格確認書の取扱いについて、広域連合と連携し計画的に進めるとともに、全国で統一された分かりやすい基準を国の責任において示し、十分な周知を行うこと。

(2) 医療機関等や保険者におけるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組に係る経費等について、国が必要な財政支援を行うこと。

(3) オンライン資格確認が適切に行われるよう、医療機関等に対し周知広報に努めるとともに、オンライン資格確認の運用に当たっては、医療機関等や保険者から細かな課題を聴取し、必要な対策を講じること。

3 システムについて

- (1) 医療保険制度の安定運営のために、標準システムをガバメントクラウドの対象として適切に位置づけるとともに、広域連合47団体による大口契約にする仕組みによる低廉化の取組を徹底し、最適化への積極的な支援を継続的に実施すること。

また、当該事業に充当できる財源として、各広域連合に対する調整交付金において適切な財政措置を講じること。

- (2) 標準システムのJava化に伴う費用については、開発遅延によって生じたかかり増し経費の過年度分及び移行・切替えに要する費用に加え、各広域連合において実施する調査・検討・検証に係る経費についても、国が全額財政支援すること。

また、Java化が完了するまでの間、標準システムを運用する上で必要となるCOBOL用ミドルウェアの保守に係る費用について、引き続き国が全額支援すること。

- (3) 全世代型社会保障構築のための制度等の改革に伴う各種システムの開発について、十分な準備期間を確保するとともに、国の責任において、それに必要となる費用や保守・運用費用に対し、必要な財政措置を講じること。

- (4) 国保総合システムの開発や運用に当たっては、保守・運用経費が縮減され、かつ、市町村等保険者に追加的な負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

4 財政運営について

令和8・9年度の保険料率改定では、近年の物価高騰が続く中、全世代型社会保障制度改革等の影響も相まって、被保険者である高齢者の負担が急激に増大した。

今後の制度見直しや保険料率改定に当たっては、広域連合や関係団体等の意見を十分聴取し、被保険者に過大な負担とならないよう配慮するとともに、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した財政運営を確保するため、国において以下の措置を講じること。

- (1) 定率国庫負担割合の引き上げや特別調整交付金による軽減措置等、国の財政支援を拡充すること。
- (2) 財政安定化基金を保険料増加抑制のために活用できる仕組みとして、経過措置とせず、恒久化すること。

5 保健事業について

- (1) 歯科健診事業を推進し、オーラルフレイル対策を充実させるため、後期高齢者医療制度事業費補助金における歯科健康診査事業の補助率の引き上げを行うとともに、十分な財政支援を行うこと。

- (2) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を今後とも継続して取り組むことができるよう、事業に係る費用全額を賄うとともに、恒久的な財政支援制度を早急に構築すること。

6 大規模災害関連について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により避難等を余儀なくされた被保険者に対する保険料の減免及び一部負担金の免除並びにこれを実施するための財政措置については、令和8年度以降も引き続き継続すること。

また、保険料の減免及び一部負担金の免除を見直すに当たり、被保険者の理解が十分に得られるよう、国において丁寧な周知広報を行うこと。

7 その他について

(1) 窓口2割負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了による影響について、分析・評価の更なる検証を行い、必要に応じて制度の見直しや改善を国の責任において検討すること。

(2) 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」における制度の在り方及び後期高齢者医療制度の運営体制について、広域連合における安定的な人材確保が難しくなっている現状等を踏まえつつ、今後の具体的な検討の道筋を示すこと。

(3) 被爆者等の医療費が各地域の医療費に対し一定割合を下回ると、その医療に対する国の支援が全く無くなる現行制度を見直し、原子爆弾による健康被害の特殊性を踏まえ、被爆者等が存命する限りは、国の責任において援護し、支援を継続すること。

以上

令和8年6月10日

厚生労働大臣 上 野 賢 一 郎 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 實 松 尊 徳

